

令和2年度第11回定例
松本市教育委員会会議録

松本市教育委員会

令和2年度第11回定例松本市教育委員会会議録

令和2年度第11回定例松本市教育委員会が令和3年2月25日午後3時00分教育委員室に招集された。

令和3年2月25日(木)

議 事 日 程

令和3年2月25日午後3時00分開議

第1 開 会

第2 教育長挨拶

第3 議 事

[議案]

第1号 松本市教育委員会会議規則の一部改正について

第2号 松本市美術館条例施行規則、松本市梓川アカデミア館条例施行規則及び松本市美術館美術資料等収集要綱の制定に伴う教育委員会の意見案について

第3号 松本市中央図書館あり方検討委員会設置要綱の廃止について

第4号 規約変更にかかる教育委員会の意見案について

[報告]

第1号 松本市個別施設計画(教育委員会施設)及び学校施設個別計画について

【非公開】

第2号 各種学校への補助金交付に関わる視察調査結果について【非公開】

第3号 松本市中央図書館あり方検討委員会報告書について

[周知]

1 松本市立博物館 博物館まつりの開催について

2 「まつもと文化遺産」活動報告会の開催について

[その他]

教 育 長 赤 羽 郁 夫

〔出席委員〕

教育長職務代理者	市川 莊 一
教 育 委 員	福 島 智 子
”	橋 本 要 人
”	佐 藤 佳 子

〔出席職員〕

教 育 部 長	横 内 俊 哉
教 育 政 策 課 長	小 林 伸 一
学 校 教 育 課 長	上 條 公 徳
中 央 図 書 館 長	瀧 澤 裕 子
財政部契約管財課 公共施設マネジメント 推進担当課長	勝 山 裕 美
学校教育課学務担当係長	出羽沢 千 曲
学校教育課学校施設担当係長	倉 科 健 一

〔事務局〕

教育政策課	
教育政策担当係長	金 井 稔
教育政策担当係長	三 村 恵 美

開会宣言 午後3時00分

赤羽教育長は令和2年度第11回定例松本市教育委員会の開会を宣言した。

教育長 定刻になりましたのでこれより第11回定例教育委員会を開催いたします。
長野県や松本地域においては新型コロナウイルス感染症の第3波がようやく収束に向かっているという状況にありますけれども、特に首都圏においては感染者数が下げ止まりの状況にあって、なかなか厳しい状態が続いているようです。おかげさまで松本市では、このところ新規の感染者の報告もなく、病床使用率もわずかだとお聞きしています。

思い起こしてみますと、ちょうど1年前の今頃から県内でも新型コロナウイルス感染症の患者が出始めまして、3月2日からの突然の休校措置を思い出すわけでありますけれども、子どもたちや学校の先生方も3月2日というのは強烈な思い出になっているのかなというふうに思います。その中で、改めてこの1年は、子どもたちや先生方、そして児童センターの方々、保護者の皆さんなど多くの方々に支えられて今日まで来たなと本当に感謝の気持ちでいっぱいです。

市内の小中学校では3月17日、18日に卒業式を予定してはいますが、ぜひ今の状態のまま無事卒業式、終業式が終わることを願っています。なお、昨年の卒業式、入学式に出席が叶いませんでした旭町中学校桐分校につきましては、3月4日に規模を縮小して行われる卒業式に私も出席予定ですが、この1年間本当に頑張った桐分校の生徒の門出を祝ってきたいなと思っています。

署名委員の指名

教育長 本日の会議録署名委員は佐藤委員、市川委員です。よろしく願いいたします。

議案審議

教育長 本日の案件は、議案4件、報告3件、周知が2件です。

なお、本日から会議のやり方が少し変わりました。地方教育行政の組織及び運営に関する法律第14条第7項に、教育委員会の会議は公開する。ただし人

事に関する事件、その他の事件について教育長または委員の発議により出席者の3分の2以上の多数で議決したときはこれを公開しないことができるとの規定に基づきまして、報告第1号、第2号を非公開することについてお諮りをしたいと思います。よろしいでしょうか。

教育長 それでは、報告第1号、第2号は非公開としますので、最後に報告を受けることといたします。

 早速議事に入りたいと思います。

< 議案第1号 > 松本市教育委員会会議規則の一部改正について

教育政策課長 議案第1号「松本市教育委員会会議規則の一部改正について」説明

教育長 説明が終わりました。ご質問、ご意見等ございますでしょうか。冒頭に挨拶しましたとおり、第3波が収まっているという状況ですけれども、できる限りこのような対面での形で教育委員会を開催するということが大前提でありますので、もしもこのような形が取れないという状況が生まれた場合に備えて、ということです。

橋本委員 ほかの項目がかなり会議に諮ってという判断になっている一方、この新たな項目は、教育長が必要と認めるときという形でその判断が教育長に委任されています。ここは会議に諮る必要がないのかどうかという点はどうお考えですか。

教育政策課長 会議の招集自体が教育長の権限で招集ということになりますので、基本はここに出席をしていただく、ご参集していただくというのが基本になります。出席できないときは教育長に連絡をするというのが基本になりますので、そういった観点から教育長の判断ということにしました。

橋本委員 もちろん召集は基本的には教育長ですが、委員からの発議あるいは動議等も全部そうですけど、会議で対応するということがいろいろなところで担保されているわけですね。教育長が必要であると認めたときというのは、今まさしくコロナを意識してこの条文ができているのですが、できてしまったら必要と認めたときというのがものすごくたくさんを包含することになります。そういう意味ではなるほどなという合目的な理解が得られるのであればもちろん反対する理由はなのですが、基本は第1項にあるように、参集して議論をするという形になっているわけで、この必要があると認めたときが乱発される

という事態は避けたほうがいいのではないかと思います。そういう意味でこの第3項の書き方というのが、教育長が必要と認めたときという形で、教育長が今立派な人なのでいいですけど、悪意のある人が出たときに、それを否定できないということで、この条文の書き方はこれでいいのかなという疑問を持っています。

教育長 ほかの委員さんはいかがですか。

市川委員 市川委員どうですか。

市川委員 今、言われるまで、考えていなかったですね。

教育長 福島委員どうですか。

福島委員 悪意ある教育長が権限を濫用するということを想像、具体的にどういう場面があるのかなって思ったのですけれどもあまり浮かばなくて、私もこの点に関しては考えてなかったです。

教育長 佐藤委員はいかがですか。

佐藤委員 橋本委員がおっしゃるところは理解できて、例えばですが、必要があると認めたときと、もししない場合にどんな書きぶりがあるのかなと考えています。

橋本委員 書きぶりとしては、教育長が必要があると認めたときは、「委員の同意の上」とか、「委員の同意を求め何々することができる」とか、同意を求めるという項目があればいいのかなというふうに思います。

佐藤委員 もしくは、先ほど教育長がおっしゃられたように第1項の参集が困難な場合とか、やむを得ずとか何か違う文言が加わることによって客観性がつけばいいのかなと思ったりもするんですが、いかがでしょうか。

教育長 今回は、あくまでもコロナを想定してつくっています。

市川委員 ということなんですね。

教育長 ですので、コロナ以外のいろいろな災害で参集できないというような時もあるかもしれませんが、その時は会議自体が開けるかどうかということもありますので、コロナのような会議は開催できるけども参集できないということではなく、ここが大洪水に遭ったとか、物すごい台風被害に遭ったとかという時には当然会議を延期にしないではいけない措置になってくると思います。

橋本委員 もう一つ想定できるのは、今までだと教育委員会になかなか自分の日程上出席できない。しかし1名だけ、1名だけでもウェブであれば出席できるとい

うような状況のときに、これまでよりも出席率が上げられるということがあるのではないですか。それでよしとするか、悪いとするかは別として、そういうような弾力的な運営も可能になるわけですね。しかし、それにはそれなりの合理的な理由があって、委員会が合議体組織である以上、合議体組織が納得するという状況の下であれば、問題ないと思います。だから、一応そこまで想定するかどうかの問題ですね。

教育部長 訪問ということのご懸念だと思いますが、第4条の第1項が、皆さんもおっしゃるとおり原則論で、必ずその会議室に集まらないといけません。ただし、第1項の規定に関わらず必要があると認めるときはというのは、裁量権のお話で、裁量をすごく限定的に解釈しないといけません。今回新型コロナウイルス感染症対応というような限定したものに対して教育長が必要と認めたといいふうにお読みいただくと、裁量権がないので、教育長の判断も原則は必ずここに来ていただくということで会議があって、橋本委員さんがおっしゃる、単に諮ってというのは主文第1条にあるとおり、会議運営は当然合議体ですので、委員の皆様にも諮ってということかなというふうに私は読んでおります。ですので、すごく限定的に解釈をして、もしそういった第3条追加のウェブでの会議をするということであれば、それは至極限定的なケースに限られてということですよ。

教育長 そうですね。例えば海外旅行でここには来られないけれども、ウェブでなら参加できるというふうに拡大解釈をしないで、第4条の最初の文言が原則ですので、あくまでも参集が基本だと。そして、今回は趣旨にあるように新型コロナウイルス感染症の対応としてこのような条文を設けるということですので、そのことを改めて共通理解をして、このような条項でいかがでしょうか。

橋本委員 逆に限定的だからゆえに必要と認めるときは裁量権は認めるのではなくて、先ほど申しあげたように同意の上みたいな形の文言を入れることが、どういうマイナスを及ぼすのか。その点について逆に質問したいです。

教育長 今橋本委員から修正案というような形で出された、第3項のところに、第1項の規定に関わらず教育長が必要と認めるときは、「委員同意の上」、この文言を加えるということですね。

橋本委員 そうです。そういうふうに裁量権を小さくするという形にしたらどういう問題点があるから駄目なのかという、逆にそういうふうに同意の上という文言を

入れることに伴うマイナスの効果をご説明いただきたいと思います

教育政策課長 マイナスといいますかオンラインでの参加について委員の皆様にご同意を得なければいけないかどうかということで、先ほどからあるとおり、ここに参集するというのが基本であります。もしどうしても来られない場合には、欠席については教育長に報告をしなければいけないというふうになっていますので、実際の流れとしては、そのときに教育長にこういう理由で自宅からオンラインで出席したいということを伝えていただいて、それを教育長が認めれば良いということだと思います。ですので、その委員からの申し出に対してそれをまたほかの委員にご同意を得る手続きを取る必要があるかどうかというところは、そこまで事務局としては必要ないのではないか、教育長の判断でいいのではないかとこのように考えています。

橋本委員 それは事務局の手間暇がかかるからですか。

教育政策課長 事務处理的なこともありますので、当然時間の関係もあります。

橋本委員 でも、これは極めて限定的な運営をされるんでしょう。手間暇の問題じゃないじゃないですか。

教育政策課長 はい、その準備等もありますので、ある程度迅速にできたほうがいいのではないかなというふうに思います。

教育長 そうですね。もし同意という言葉を入れるとすると、今度は半数とか3分の2とかそういう文言も入れないとおかしくなってきますよね。

市川委員 当然そうです。教育委員からの発議に対しても1人の意見じゃなくて半分以上とか過半数以上とか3分の1以上とかになっていますよね。

教育長 3分の1以上の発議によりますね。

橋本委員 民主主義ってそんなもので、必ず反対があったら半数、普通はね。よっぽど憲法とかそういう重要事項については3分の2とかいうケースもあるでしょうけど、民主主義の運営というのは多数決じゃないですか。

教育長 はい。いかがいたしましょうか。

橋本委員 もうあまり議論する内容はなければ。

教育長 採決しますか。

橋本委員 採決を取っていただいたらいいんじゃないですか。

教育長 はい。分かりました。

特にご発言はいいですか。採決させていただいてよろしいでしょうか。

福島委員 この文言のことではないんですけど確認したいんですが、基本、ここに集まるということなんですけれども、例えば、濃厚接触者になったとかで自分は発症してないけど隔離したほうがいいっていうようなときは、普通に欠席でいいんですか。そういう規定はありますか。

教育政策課長 このケースは、オンラインでの参加はできるということになります。

教育長 欠席ということもありますよね。今までも、委員さんの都合で欠席ということはありません。

福島委員 もちろんそれはあると思いますけど。

教育長 ただ、濃厚接触者になってしまって参集はできないけれども、陰性で自宅待機という状況だとオンラインで出席できるということですね。

福島委員 はい、分かりました。

市川委員 それと同じように、教育長が必要と認めた場合に緊急で開くという連絡が来たときに、集まる場合ともしも今と同じように集まらない場合は、オンラインでお願いしますということもいいわけですかね。

橋本委員 それの判断権限を、この項目から行く限りは全部教育長が必要と認めるか認めないかにかかってくるという。私はそういう理解です。

市川委員 教育長が発令したときに参加できるかできないかは、ここに集まらなくてもオンラインでいいですよというそういう自由さがあれば、このままでいいし、どうしてもここへ出てこないといけないということだったら参集できるかどうかということは聞かないといけないということになるんだけど、オンラインができるということはそういうことをしなくてもいいんですか。

教育政策課長 何でもかんでもオンラインでということではなくて、基本は来ていただきます。

市川委員 いや、緊急の場合です。

教育政策課長 それは教育長の判断でいいのではないかとということです。

教育長 だから緊急避難的な措置のような形になるわけですね。

市川委員 ある程度トップが集まってくれというのは、みんなにこれは集まらないといけないと思うがどうかというのを確認しなくてもやらなくてはいけない場合もあるんじゃないですかね。都合が悪いというのと同意するというのは、ちょっ

と違うと思うけれど、難しいなと判断しかねていますが、どうですかね。

橋本委員　　だから、普通見識のある教育委員として我々も任命されているわけで、教育長が合理的な判断に基づき必要と認めている場合に反対するという事は、見識のある委員であればありえないと思います。でも、要するに、当然この教育委員会の趣旨等から考えてみても、幾つかの項目に教育長に委任できないという項目があるわけですね。これはこの教育委員会必携にもそういうふうにかかれてあって、そこを大きく解釈するか小さく解釈するかという問題はあって、だから教育委員が教育長に対してどれだけの牽制を持つかというその組立次第だと思いますね。だから、旧来はほとんどスリーピングボードと化している教育委員会が事務局主導で、それもそのトップが教育長でかなりイエスマンと特化していた部分のところを、ボーディングとしてのキャスティングボードをどういうふうに握るかといったときにそういう項目を置いておくということは私は重要な意味合いを持つというふうに考えています。それが私の考え方です。

市川委員　　私は今までのこの4年間を通じて、これから先々どう変わっていくか分からないですけども、教育長が選ぶほうにお任せして、教育長の権限をそのまま出していただいて結構でございます。

教育長　　ということは原案でいいということですか。

市川委員　　原案のままでいいです。

教育長　　意見がいろいろ出ていますけれども、話し合っただけというよりもここで採決でよろしいですかね。

今、皆さんからご意見をいただきましたけれども、原案について賛成かということで挙手をお願いします。それでは原案賛成の方の挙手をお願いします。

(挙手 3人)

教育長　　はい。それでは、賛成多数ということで。

橋本委員　　反対も取っていただいてもいいですか。

教育長　　はい。反対の方。

(挙手 1人)

教育長　　はい、分かりました。しっかりと記録に残しておいてください。

橋本委員　　はい、記録にきちっと残しておいてください。

教育長　　はい、お願いします。

それでは賛成多数で議案第1号について承認することといたします。

< 議案第2号 > 松本市美術館条例施行規則、松本市梓川アカデミア館条例施行規則及び松本市美術館美術資料等収集要綱の制定に伴う教育委員会の意見案について
教育政策課長 議案第2号「松本市美術館条例施行規則、松本市梓川アカデミア館条例施行規則及び松本市美術館美術資料等収集要綱の制定に伴う教育委員会の意見案について」説明

教育長 移管に伴う規則の廃止、それから制定というセットになるような形ですが、廃止については3月の定例教育委員会で議案として提出するということであります。

ご質問、ご意見等ございましたらお願いします。

中身的には教育委員会が市長部局になったということで一切変わってないということですよ。

教育政策課長 条文の中身は、「教育委員会が」というところが「市長が」というふうに変わるだけです。

橋本委員 仮にこのままこの規定等が制定されて、その後、この規則等が改正されるときには教育委員会に意見を求めなくてもいいんですかね。

教育政策課長 規則の改正は、教育委員会に意見を求めることになります。

橋本委員 その場合でも教育委員会に意見を求めるということになるということですね。

教育政策課長 はい。

橋本委員 分かりました。

教育政策課長 特定事務ですので、規則の改廃をしようとするときには教育委員会の意見を聴かなければいけないというふうになります。

教育長 これは資料47ページの根拠法令にある特定地方公共団体の長は教育委員会の意見を聴かなければならないということですよ。

橋本委員 それはこれが一度成立して、次の改正のときもですか。

教育長 または、改廃しようとするときはあらかじめというふうに記載があるとおりということですよ。

橋本委員 要するに、これが1回成立して、その次改正するときも意見を聞かないといけない。そういうことですね。

市川委員　　ここは変わらないということですね。
教育長　　はい。これは法律ですので変わりません。
橋本委員　　この間の意見と平仄が合わないといけないので。
市川委員　　そういうことですね。
橋本委員　　うん。
教育長　　そこはしっかり担保できていればということですよ。
橋本委員　　そうそうそう。
教育長　　はい、そうですね。
ほかにご意見よろしいでしょうか。
それでは、議案第2号については承認するということといたします。

< 議案第3号 > 松本市中央図書館あり方検討委員会設置要綱の廃止について

中央図書館長　議案第3号「松本市中央図書館あり方検討委員会設置要綱の廃止について」

説明

教育長　　説明が終わりました。ご質問、ご意見等ございましたらお出しください。

今、福島委員も見ていただいておりますが、先日、私のところに報告書が提出されましたので、4月1日をもって委員の任期を終了すると、そういうことですね。

報告書については、この後、報告のところで説明をいただきますので、まず議案としては、任務が終了したということで、議案第3号についてはよろしいでしょうか。それではご承認いただいたことといたします。

< 議案第4号 > 規約変更にかかる教育委員会の意見案について

教育政策課長　議案第4号「規約変更にかかる教育委員会の意見案について」説明

教育長　　説明が終わりました。分かりにくい部分は、松本市と朝日村、山形村の組合立で50年少し前に中学校ができ、そのときから松本市長が管理者となっていて、そして山形村、朝日村の村長さん、松本市の副市長が副管理者という形で今までずっとやってきました。ところが今年度副市長が2人になったため、規則改正が必要ということになります。

実際、管理者の属する市ですので、私が組合の教育委員会の教育長も兼ねて

いて、部長が事務局長ですので、松本市教育委員会がいろいろな事務をやっていて、そのため、職員も組合費で1人配置ということで、学校教育課に専任で事務を担当する派遣職員が1人配置されているという状況にあります。

この意見案については松本市だけではなくて朝日村、山形村でも同様にそれぞれの議会で議決してもらってということですよ。

教育政策課長 はい。

教育長 ご質問、ご意見ございませんか。

橋本委員 異議なし。

教育長 はい、それでは、議案第4号については承認をいただいたものといたします。

< 報告第3号 > 松本市中央図書館あり方検討委員会報告書について

中央図書館長 報告第3号「松本市中央図書館あり方検討委員会報告書について」説明

教育長 説明が終わりました。ご質問、ご意見等ございますか。

福島委員 この「MTDの通信」というのが発行されているということをお聞き上げませんで、この1年の中で図書館から情報提供って教育委員会でなかったかなって思うんですけど。

当然これは図書館とかに置いてあって、私も先ほど確認しましたホームページのところにもPDFであったんですけども、これは図書館のということではなくて、こういう在り方検討委員会っていろいろな部署でやっていると思うんです。その報告書をみると、ものによってはこれ、本当に誰が読むのかなというような、繰り返し読むこと、みんなに読まれることを想定していないんじゃないかというような、ただまとめましたというだけの報告書が結構あると思うんですけども、今回この報告書を見させていただいて、すごく面白いなというふうに思いました。だからこそこれをどうやっていろいろな人の目に触れさせるかというのは一つ課題かなと思うんですね。例えばホームページにPDFとかで載ってますけれども、アクセスがどのくらいあるかだとか、松本市がこれからデジタル化を推進していくということなので、今後これを具体的な形にしていくときに将来的なこととしても今回の報告書で掲げている最終的な目指す姿みたいところで情報拠点であるとか、関係性が生まれる場というふうにありますので、それをせっかく長い時間をかけてすごく中身が濃い議論をさ

れていると思いますので、ぜひこれをより具体化して具現化してほしいなというふうに思いました。具体的にはまだそういった次のステップには、今はまだ着手していない、これからということによろしいでしょうか。

中央図書館長 図書館では、現在も様々なサービスをやっていますので、そもそも在り方検討する中でも今やっていることをもっと良くしていこうというところはありません。今やっていることをやめるわけではなくて、さらに発展させる。ただ、今ない視点のもの、今やっていないサービスも次のときには入れていったらどうかということがあるので、具体的には4月から着手になりますので、図書館サービス基本計画をつくりますという協議を4月の教育委員会で一旦させていただいてから、具体的によりよくしていくために進んでいきたいというふうに考えています。

福島委員 例えば閲覧状況は、今もカウントされているんですか。

中央図書館長 はい。ホームページはアクセス数が分かるので、例えば在り方検討委員会のページにどのぐらいの人がアクセスしたかというのは見ておまして、最初は少なかったんですけども、今は200～300です。一般的に、24万人の中で200、300が多いかどうかというところにはなりますが、関心を持ってくださっている方もいらっしゃいますし、実際に市民の方から直接お声をかけていただいたり、お手紙をいただいたりして、もっとよくしていただきたいというようなご意見も聞いておりますので、少しずつではありますけれども反応はあるので委員さんたちもこれをつくったことでここからが一番大変だとおっしゃっていますし、まずは火がちょっとついたぐらいじゃないか、消えないように広げていかなくはいけないなと思っています。職員も3月に改めてワークショップを実施して、具体的にどういうサービス計画をつくっていくか、どんなサービスができるのかということを考えていきたいと思っています。

教育長 今、福島委員もお話したように、報告書が出るまで、私もこの「MTD○通信」を知らなかったんですけど、これ表紙の人の数が1は1人だけ、2は2人で3は3人ってどんどん増えていっているんですね。これは続いていくんですかね。今後、図書館サービス基本計画を策定するというので、次の段階に進んでいきますが、その中で前もお話しましたが、博物館は学芸員が命で、

図書館は司書の方が命だと思うんですね。その方たちの資質をいかに上げていくか、みんなで高めあっていくかということがとても大事なことになるので、そのことにこれをぜひ活用しながら、ほかの皆さんの意見や今、図書館ではこんなことを考えているんだねとか、こういう方向面白いねとか、また逆にいろいろな意見をいただけるようなことをやっていっていただきたい。計画は形になったものが計画というのではなくて、計画をつくっていくプロセスがすごく大事だと思うので、ぜひ職員の、特に司書の皆さんのいろいろなアイデアとか考え方とかの営みが分かるようにしていただいて、みんなが関心を持ちながら進めていっていただけたらありがたいなと思います。

福島委員 一つだけいいですか。教育長おっしゃったこの通信なんですけど、こういうチラシって読まれないと意味がないじゃないですか。字の分量とか写真の感じとか、すごく考えてつくっておられるなというふうに思いました。すごくいい、いいものに努力されているなというふうに思いました。

感想です。

教育長 ほかに、どうですか。せっくなので一言ずつ。市川委員どうですか。

市川委員 これはいいですよ。本当に。知らなかっただけで。優しさがある。

中央図書館長 ありがとうございます。

橋本委員 全体としてはもちろん前向きにいろいろやっていただいているんですが、あえて、ちょっとだけ気になるのは、官業の民業圧迫という面です。要するに、出版業界とか、例えば今図書館ではCDも借りられるし、全部借りられるわけですよ。そういうのを貸している業者がいるわけですよ。

それから、本も鬼滅の刃なんてもの凄い順番待ちになっているわけですよ。しかしそれは、それを売ってビジネスをしている人々もあって、本来図書館っていうのはどういう人でも自由にフリーにアクセスできるということは、非常にありがたいんだけど、どこまで官業であって、どこまで民業を圧迫しないのかというそういう議論が前から気になっています。そういう観点の議論っていうのもひょっとしたらどこかで一度必要なのかもしれない。今度本屋さんとかね。

中央図書館長 そうですね。

橋本委員 図書館に対して後ろ向きの議論なので、そこはちょっと気になります。

福島委員　　私は、本を買うということと借りるということは全く別のことだと思うので、図書館があろうがなかろうが本や雑誌といった紙の媒体はどんどん衰退していく一方だと思います。ただコアな、すごいユーザーで、本が欲しいという人ももちろん一定の数いるので、そういう人たちは本を買い続けるとは思いますし、それはまた図書館とは別の機能なんじゃないかなというふうに思うので、図書館と書籍を売るということとは、個人的にはあまり関係しないと思います。

橋本委員　　そこは見解が違いますね。ただ、そこは雑誌とかそういう消費していくようなものを、どこまで図書館が手を広げるべきなのかというのは極めて微妙な問題だと思っています。そこはそういうことでご飯を食べている人がいるわけで、一方で、ウェブによってどんどん衰退の方向にあるがゆえに、一定部分どの程度守るのかということは官業として考えないといけないことかもしれないなど、個人的に思います。

教育長　　どこかでまた、これからそういう議論も出てくるでしょうね。中央図書館の2階の奥の新聞コーナーに行くと、全部の新聞が読めるので、毎日新聞を読みに来ている人もいますよね。

橋本委員　　新聞はね。広く、利用者が多いので。

教育長　　でも雑誌なんかも、結構多いですよ。

橋本委員　　雑誌はね、厳しいと思いますよ。

市川委員　　私は本を借りるのは苦手で、欲しいものは買うという派です。会社でも、給料の2%ぐらいは本を買うように言っていて、もちろん図書館に行くなということではないんですけど、その辺のところが入って違うと思うんですよ。今、橋本委員が言っていることも、商売をやっている側から見たときにはよく分かります。ただ、図書館に行っているいろいろ見たいという人、買わなくてもいいという人もいっぱいいて、買えない人もいるだろうと思います。そういうところを考えていくと、逆に図書館は誰もが行けるところで気軽に行けるところとか勉強したいところという意味では、そこまで私は考えたことはなかったですね。借りることが大事な人もいっぱいいますよね。借りに行って、そこに行くこと自体が好きな人とか。そういうことを考えていくと、私が本を買うっていうのは、どっちかというところたくさん読まないせいかもしれないですね。本を買って、手元に置くことによって、何かその本が自分のものになったというか中身を自

分が吸収したというような満足感を得ているからかもしれないけど。難しいなと思いますね。

教育長 でも、そういう様々な議論をこれからも、常にしていけないのかなと思います。私は、何かまとまって勉強したいときには図書館へ行くんですよ。この間も図書館に行ったら、3階のところが結構いっぱいだったので、これはやめといたほうがいいかなって帰ってきたんですけど、あの場所がまた違う自分をそこに置けるみたいなそういう雰囲気があって、少し前も2階で勉強していたらちょうど前の席に開智小学校にいたときの子どもがいて、ひそひそ話をしていたら違う人が来て、うるさいって怒られて、すみませんって謝ってというようなことがありました。そういう意味でいうところにも書いてあるように会話ができたり少しゆったりできるようなスペースとか、いろいろな多様なスペースもあるといいですね。塩尻市の「えんぱーく」へ行くとカードゲームをやったりスマホで何かやったりしている子どもたちがいっぱいいるんですけど、それはそれで居場所になっていたりとか、まさにこの報告書に書かれているように、これからはいろいろな機能が求められ、それがもうまちそのものみたいになっていくのかなというふうに思っていますので、ぜひこれを土台にして、次のステップへ進んでいってほしいと思います。

それでは、この報告についてはご承認いただいたということで集約をいたします。

<周知事項1> 松本市立博物館 博物館まつりの開催について

<周知事項2> 「まつもと文化遺産」活動報告会の開催について

教育長 それでは、以上で予定されていた案件は終了しました。事務局のほうで何かありますか。

<その他> 日程の案内について

橋本委員 着任校長辞令交付式、去年は、コロナ対応で教育委員は立ち会わなかったですよ。

教育長 いえ、橋本委員だけです。

橋本委員 あ、そうか。コロナ対応で欠席したのは僕だけか。

教育長 私は欠席しますということで、あとは全員出席いただきました。

橋本委員 卒業式から、入学式から全部立ち合いやめたでしょう。要するに校長辞令交付式だけというのはいかがですかね。

教育長 入学式はもともと参加していません。

橋本委員 そういうほかの事例の中で、着任校長辞令交付式だけ、教育委員全員出席という形を取るとするのは、ほかのところよりここだけコロナ対応としての対応を緩めるということですかという質問です。

教育長 これも状況で、また感染が拡大というようなことになれば、この式自体も見直すということもあると思います。退職辞令交付式は一昨年まではここでやっていたけれども、昨年からは教育文化センターで個別にお渡ししているような形式で実施していますが、4月1日の辞令交付はどうしても実施しなくては行けませんが、今、ご発言のようにコロナ対応という観点で、教育委員が出席する必要があるかどうかということですよ。

橋本委員 それは普段であればやればいいんですけど、要するにそのスタンスですよ。ほかのものとの、いろいろな式典とのスタンスの中で、とりわけ着任校長辞令交付式だけ全員出席という形でやるんですか。ほかのものとのバランスの問題だと思うんです。

教育政策課長 どういう対応になるかというのは、様子を見ながらということになると思いますけども、学校指導課に伝えたいと思います。

教育長 では、これは次回の教育委員会でもまだ間に合うので、それまででいいですかね。一応こういう予定が組まれているのでということだけご承知をいただきたいということでもあります。

教育政策課長 もう1枚、年間の日程表ですが、前回木曜日で統一するというお話がありまして、再度検討しましたのでお配りしてございます。どうしても9月が金曜日になってしまう部分がございますけれども、それ以外は木曜日で設定しましたのでご確認をいただきたいと思います。

教育長 はい。では、これを基本にということをお願いいたします。

この後の会議は非公開となりますので、傍聴の皆さんは退席をお願いいたします。5分休憩にします。

休憩 16時20分

再開 16時25分

< 報告第1号 > 松本市個別施設計画（教育委員会施設）及び学校施設個別計画について
非公開案件につき内容省略
承認

< 報告第2号 > 各種学校への補助金交付に関わる視察調査結果について
非公開案件につき内容省略
承認

閉会宣言

赤羽教育長は、令和2年度第11回定例松本市教育委員会を閉じる旨宣言した。

< 午後5時05分閉会 >

会議録調製職員

教育政策課教育政策担当係長

三村 恵美

会議録署名委員

市川 莊一

佐藤 佳子
